

## 熊本県町村監査委員協議会会則

平成 5年	3月29日	制 定	平成22年	3月24日	一部改正
平成 7年	3月29日	一部改正	平成22年	7月30日	一部改正
平成11年	3月25日	一部改正	平成24年	7月26日	一部改正
平成17年	3月23日	一部改正	令和 5年	3月28日	一部改正
平成18年	2月17日	一部改正			

### （名称組織）

第1条 この会は、熊本県町村監査委員協議会と称し、熊本県内各町村の監査委員（以下「会員」という。）をもって組織する。

### （事務所）

第2条 この会の事務所は、熊本市東区健軍2丁目4番10号熊本県市町村自治会館内熊本県町村議会議長会に置く。

### （目的）

第3条 この会は、町村監査委員相互の連携を密にし、監査委員制度の適切なる運営により公正にして民主的、能率的な自治行政を確保し、もって町村住民の福祉増進に寄与することを目的とする。

### （事業）

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 目的達成に必要な諸会議の開催
- (2) 監査事務に関する研修会の開催
- (3) 監査に関する各種調査、研究及び資料の配布
- (4) 監査委員制度に関する関係方面への陳情、請願、意見、要望書等の提出
- (5) その他目的達成上必要な事項

### （役員）

第5条 この会に、次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	2名

理	事	9名
監	事	2名

#### ( 役員の選任 )

第6条 会長、副会長は、理事の互選とする。

2. 理事は各郡会長をもって充てる。ただし、郡監査委員協議会が存在しない郡においては、次の職をもって充てるものとする。
  - (1) 郡内の町村数が1つである場合は、その町村の監査委員
  - (2) 郡内の町村数が2つ以上である場合は、それらの町村を代表する町村の監査委員
3. 監事は、会員の中から理事会において選任する。
4. 第1条に規定する会員でなくなったときはその職を失う。

#### ( 役員の任期 )

第7条 役員の任期は2年、ただし、再任は妨げない。

2. 欠員による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、任期が満了したときにおいても、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うものとする。

#### ( 役員の職務 )

第8条 会長は、会務を総理し、この会を代表する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 理事は、理事会に出席し会務に参与する。
4. 監事は、会計を監査し、総会に報告する。

#### ( 報酬等 )

第9条 役員はすべて無報酬とする。但し、必要に応じて費用弁償をすることができる。

#### ( 会議 )

第10条 この会の会議は、総会及び理事会とし、会長が招集する。

2. 定期総会は、毎年1回開催する。
3. 臨時総会は、理事会で、会長が必要と認めたとき、又は3分の1以上の者から要求があったとき開催する。
4. 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は、理事の3分の1以上から請求があったとき開催する。

5. 総会の議長は、その都度、役員以外の中から互選する。
6. 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
7. 会長において必要があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用し、会議を開催することができる。
8. 前項の規定に基づき、オンラインにより出席したものは、この会則の適用において、会議に出席したものとみなす。
9. 会長においてやむを得ない事由により会議を開くことができないと認めるとときは、書面による表決をもって会議に代えることができる。

（定足数）

第11条 総会及び理事会は、その構成員の半数以上のものが出席しなければ開くことができない。

（議決）

第12条 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会、理事会）

第13条 総会、理事会に諮る事項は、次のとおりとする。

（総会事項）

- (1) 会則の改正
- (2) 予算及び決算
- (3) この会より提出する陳情、請願に関する決議
- (4) この会の年度事業計画
- (5) その他会務運営に必要な事項

（理事会事項）

- (1) 総会で付託された事項
- (2) 予算案作成、各町村の会費に関する事項
- (3) 会費の追加を伴わない補正予算の議決
- (4) 軽易、或は緊急を要する陳情、請願、意見、要望書の決議
- (5) その他会務運営に必要な事項

（経費）

第14条 この会の経費は、会費、補助金、その他の収入をもってこれに充てる。  
2. 会費は、各町村の負担とし、その金額及び納入については、毎年度こ

れを定める。

( 会計年度 )

第15条 この会の会計年度は、毎年4月から翌年3月迄とする。

( 事務局 )

第16条 会務を処理するため事務局を設置し、次の職員を会長が任免する。

事務局長1名、職員若干名

**附　　則**

この会則は、平成5年3月29日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

この会則は、平成7年3月29日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

この会則は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

この会則は、平成17年3月23日から施行する。

この会則は、平成18年2月17日から施行する。

この会則は、平成22年3月24日から施行する。

この会則は、平成22年7月30日から施行する。

この会則は、平成24年7月26日から施行する。

この会則は、令和5年3月28日から施行する。